

危険物基準の特例適用内容書

本設置・変更許可申請の内容のうち、危険物の規制に関する政令第23条の規定に基づく特例の適用を受ける事項及びそのために講じる措置等を、次のとおり提出します。

特例の適用を受ける事項	
理由及び特例の適用を受けるために講じる措置等	
備 考	

備考 この様式は、適用を受ける許可申請書に添付すること。